

○内閣府告示第三百三十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成二十二年内閣府告示第三百七十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十四年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 横浜市
- 二 構造改革特別区域の名称 よこはま若者サポートステーションにおけるハローワークインターネットサービス求人情報を利用した職業紹介特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 横浜市の全域

○内閣府告示第三百三十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成二十二年内閣府告示第三百七十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十四年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 伊那市
- 二 構造改革特別区域の名称 まほらいな有害鳥獣被害防止特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 伊那市の全域

○内閣府告示第三百三十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成十七年内閣府告示第七百八十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十四年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長野県小県郡長和町
- 二 構造改革特別区域の名称 ながと有害鳥獣被害防止特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 長野県小県郡長和町の区域の一部（旧長門町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第三百三十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成十七年内閣府告示第五百九十一号をもつて公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十四年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長野県東筑摩郡坂井村
- 二 構造改革特別区域の名称 さかい有害鳥獣被害防止特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 長野県東筑摩郡坂井村の全域

○内閣府告示第三百三十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成二十一年内閣府告示第二百八十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十四年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 愛知県北設楽郡豊根村
- 二 構造改革特別区域の名称 とよね有害鳥獣被害防止特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 愛知県北設楽郡豊根村の全域

○内閣府告示第三百四十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成十八年内閣府告示第二百六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十四年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 兵庫県、伊丹市、宝塚市、川西市及び三田市並びに兵庫県川辺郡猪名川町
- 二 構造改革特別区域の名称 ひょうご阪神北地域有害鳥獣対策特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 伊丹市、宝塚市、川西市及び三田市並びに兵庫県川辺郡猪名川町の全域

○内閣府告示第三百四十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成十八年内閣府告示第五百七十一号をもつて公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十四年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 兵庫県、相生市、赤穂市、宍粟市及びたつの市並びに兵庫県揖保郡太子町、赤穂郡上郡町及び佐用郡佐用町
- 二 構造改革特別区域の名称 西播磨「水と緑の郷」特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 相生市、赤穂市、宍粟市及びたつの市並びに兵庫県揖保郡太子町、赤穂郡上郡町及び佐用郡佐用町の全域

○内閣府告示第三百四十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成十八年内閣府告示第二百三十九号をもつて公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十四年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 兵庫県並びに兵庫県多可郡多可町及び神崎郡神河町
- 二 構造改革特別区域の名称 多自然居住促進特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 兵庫県多可郡多可町及び神崎郡神河町の全域

○内閣府告示第三百四十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成十七年内閣府告示第九百四十六号をもつて公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十四年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 神戸市
- 二 構造改革特別区域の名称 人と自然との共生ゾーン特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 神戸市の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第三百四十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第三百十号をもつて公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十四年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 豊岡市
- 二 構造改革特別区域の名称 城下町いずし“うなぎの寝床”町家特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 豊岡市の区域の一部（豊岡市出石伝統的建造物群保存地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第三百四十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成十七年内閣府告示第九百二十七号をもつて公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十四年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 養父市
- 二 構造改革特別区域の名称 養父市鳥獣被害防止特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 養父市の全域

○内閣府告示第三百四十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第五条に規定する措置に基づき、平成十五年内閣府告示第二百八十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十四年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 和歌山県
- 二 構造改革特別区域の名称 新ふるさと創り特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 橋本市並びに和歌山県那賀郡粉河町、貴志川町及び岩出町、海草郡美里町、有田郡清水町、日高郡中津村、美山村及び龍神村、西牟婁郡中辺路町及び大塔村並びに東牟婁郡那智勝浦町、古座川町、熊野川町、本宮町及び北山村の全域並びに和歌山市及び和歌山県那賀郡打田町の区域の一部（コスモパーク加太及び北勢田ハイテクパーク）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第三百四十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成二十三年内閣府告示第二百二十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十四年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 島根県飯石郡飯南町
- 二 構造改革特別区域の名称 飯南町有害鳥獣被害防止特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 島根県飯石郡飯南町の全域

○内閣府告示第三百四十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年内閣府告示第八百四十九号をもつて公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十四年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 高知県
- 二 構造改革特別区域の名称 高知県産材利活用推進福祉特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 高知県安芸郡芸西村の全域

○内閣府告示第三百四十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成二十三年内閣府告示第二百三十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十四年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長崎県
- 二 構造改革特別区域の名称 ながさき有害鳥獣被害防止特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市及び西海市並びに長崎県西彼杵郡長与町及び時津町、東彼杵郡東彼杵町、北松浦郡小値賀町並びに南松浦郡新上五島町の全域並びに佐世保市の区域の一部（黒島町地区・高島町地区・宇久町地区・江迎町地区・鹿町町地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第三百五十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第五条に規定する措置に基づき、平成十六年内閣府告示第八十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十四年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長崎市
- 二 構造改革特別区域の名称 長崎いきいき農業特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 長崎市の区域のうち農業振興地域

○内閣府告示第三百五十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第五条に規定する措置に基づき、平成十五年内閣府告示第百七十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十四年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 熊本県及び人吉市並びに熊本県球磨郡錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村及びあさぎり町
- 二 構造改革特別区域の名称 森林の郷農林業げんき特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 人吉市並びに熊本県球磨郡錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村及びあさぎり町の全域

○内閣府告示第三百五十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成二十三年内閣府告示第三十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十四年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 天草市
- 二 構造改革特別区域の名称 天草有害鳥獣被害防止特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 天草市の全域